

平成30年度 みなかみ町地域防災計画改訂業務委託 仕様書

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 平成26年2月の大雪による災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害等における課題及び平成29年7月の利根川に係る洪水浸水想定区域等の見直し等を踏まえ、それまでの防災・減災対策を大きく見直す必要が生じてきた。「みなかみ町地域防災計画改訂業務委託」(以下「本業務」という。)は、各種法令や国が定める防災基本計画及び群馬県地域防災計画など上位計画との整合性を図り、町民・地域・行政による防災対応力の向上を念頭に、より実効性のあるみなかみ町地域防災計画(以下「町地域防災計画」という。)の改訂を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、みなかみ町(以下「発注者」という。)が実施する本業務に適用するものであり、請負者(以下「受注者」という。)が本業務を実施するにあたり必要な基本的事項を定めたものである。ただし、指名型プロポーザルにより本業務の受注候補者が決定し、請負契約を締結する場合は、受注候補者の企画提案内容等により本仕様書の一部を変更する場合がある。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

(準拠する法令等)

第4条 本業務の実施にあたり、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第233号)
- (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)
- (3) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)
- (4) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)
- (6) 水防法(昭和24年法律第193号)
- (7) 防災基本計画(中央審議会)
- (8) 群馬県地域防災計画、群馬県耐震改修促進計画他、防災関連計画
- (9) みなかみ町地域防災計画及びみなかみ町耐震改修促進計画他、条例、規則、計画等
- (10) その他関係法令、条例、規則、規程、ガイドライン、マニュアル等

(業務場所)

第5条 本業務場所は、みなかみ町内とする。

(業務計画)

第6条 受注者は、本業務の着手に先立ち下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。
また、業務計画書を変更する場合も同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者・照査技術者専任通知書
- (3) 業務計画書及び工程表

(管理技術者・照査技術者の選任)

第7条 受注者は、本業務実施にあたり、みなかみ町地域防災計画改訂業務委託指名型プロポーザル募集要項で示した要件を満たす管理技術者・照査技術者を選任するものとする。

(打合せ協議)

第8条 受注者は、業務に円滑な遂行を図るため、業務の主要な区切りにおいて打合せ協議を行うものとし、その都度記録し相互に確認するものとする。なお、打合せ協議は、原則として管理技術者立ち会いのもと実施する。

(関係官公署への手続き)

第9条 本業務に必要な関係官公署等に対する諸手続きについては、発注者、受注者協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

(賠償責任)

第10条 本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、発注者、受注者協議の上、受注者において迅速に処理しなければならない。

(守秘義務)

第11条 受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 受注者は、個人情報保護条例等関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

(成果品の瑕疵)

第13条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指示に従い改訂等必要な処

理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は、受注者が負担するものとする。

(成果品の帰属)

第 14 条 本業務で作成した成果品及び各種データは、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(成果品の検査・納品)

第 15 条 本業務の成果品について、受注者は、管理技術者立ち会いの上、発注者の検査を受けるものとする。また、各成果品（中間成果品も含む。）の検査日及び納品日については、発注者の指示に従うものとする。なお、指摘事項がある場合は、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(貸与資料)

第 16 条 発注者は、本業務遂行の上で必要となる図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、図書及びその他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。なお、貸与資料は、その重要性を認識し、取扱及び保管は十分注意するものとする。

(再委託の禁止)

第 17 条 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(疑義)

第 18 条 本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方協議の上、決定するものとする。

第 2 章 業務概要

(業務概要)

第 19 条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 既存資料の収集・整理
- (3) 町地域防災計画の改訂
- (4) 庁内、関係機関との調整・協議、群馬県への報告の支援
- (5) 防災会議の運営支援
- (6) 業務報告書の作成

第3章 業務内容

(計画準備)

第20条 本業務の遂行にあたり、受注者は業務全体の作業方針を立案するとともに業務計画書を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

(既存資料の収集・整理)

第21条 受注者は、町地域防災計画の改訂にあたり以下に示す必要な資料・整理を行うものとする。

- (1) 地域の現況データや過去の災害履歴に関する事項
- (2) 地域特性及び災害特性に関する事項
- (3) 防災基本計画（中央審議会）の修正事項
- (4) 群馬県地域防災計画の修正事項
- (5) 発注者及び関係機関の組織体制等に関する事項
 - ・町災害対策本部組織図、事務掌握
 - ・災害時の配備動員基準
 - ・防災関係機関の業務の大綱
- (6) 現行の町地域防災計画、各種マニュアルの修正事項
- (7) 防災関係法令、各種協定等現行の町地域防災計画を基本とした地域防災計画に記載すべき事項
- (8) その他必要とする事項

(町地域防災計画の改訂)

第22条 前条までの結果を踏まえ、以下のとおり町地域防災計画の改訂を行う。

(1) 地域防災上の課題の検討

既存資料の収集・整理の結果を踏まえ、本町の地域特性や災害履歴、防災上の課題、現行計画の課題等について検討・整理する。その際、土砂災害など近年の大規模災害（平成23年東日本大震災、平成26年広島土砂災害、平成28年熊本地震等）や平成26年大雪災害、平成27年関東・東北豪雨災害などにおける課題にも留意するものとする。

(2) 改訂方針の検討

前号の課題を受け、重点的に計画を見直すべき事項を抽出・整理するとともに、現行計画改訂時以降に実施された国及び群馬県の関連計画の改訂事項や関連法令・通達等に留意し、計画の全体構成及び改訂方針等を検討し提示する。

(3) 改訂体制等の構築

受注者は、町地域防災計画を迅速かつ的確に改訂するために体制及び手順を構築するため、次の支援を行う。

ア 改訂体制・改訂手順の構築

改訂体制は、受注者、発注者側担当課・役場各課・関係機関の役割分担を明確にし、町地域防災計画の内容が相互に整合するよう考慮して体制を作成する。また、改訂手順を作成し、実際の改訂経過や問題点を確認した上で、適宜改訂手順の修正、補足を行う。

イ 改訂要領・改訂ツールの作成

改訂手順における発注者側担当課の行動内容を具体化し、改訂要領としてとりまとめる。また、発注者が資料作成や関係者との協議、調整を円滑に実施できるよう、手本となる事例や様式等を収集し、改訂ツールとして提供する。加えて、実際の災害対応や過去に実施した防災訓練等（実践型訓練を含む。）を踏まえて、役場各課が自らの課題を整理し、災害対策本部の組織体制、各部、班の掌握事務等に反映できるしくみを提案する。

ウ 作成資料等の検証

発注者が作成した町地域防災計画の修正課題、方針、改訂案、協議資料、意見への回答等について問題点を確認し、解決策の提示や参考資料の提供等を行う。

(4) 重要事項の提案及び支援

受注者は、下記の事項について、発注者の風土・地形等を十分理解した上で提案及び支援を行う。

- ①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ②災害対策本部の組織体制、各部、班の所掌事務及び動員体制の見直し
- ③避難勧告等の具体的な発令基準の見直し
- ④避難行動要支援者を含む要配慮者に関する項目の見直し
- ⑤避難所における医療・食料・トイレ対策等の実行性、具体性の検討
- ⑥実際の災害対応や過去に実施した防災訓練等を踏まえた課題の整理
- ⑦その他重要事項の見直し

(5) 計画の改訂案の作成

計画は「風水害・雪害対策編」、「地震災害対策編 事故災害等対策編」、「資料編」の3編構成を基本とし、地域防災上の課題や計画改訂方針等を踏まえ、概ね次の事項を記載し、計画の改訂案としてとりまとめる。なお、改訂案の作成にあたっては、直近の群馬県地域防災計画の改訂内容に基づくことを基本とする。

ア 風水害・雪害対策編

地域防災計画の策定目的及び内容、町及び防災関係機関の業務の大綱、町の概況、過去の災害、土砂災害等に対する災害予防対策計画、災害発生後の災害応急対策計画、被災者の生活支援等を中心に町及び関係機関が行うべき復旧・復興計画等について整理・改訂する。

イ 地震災害対策編 事故災害等対策編

地域防災計画の策定目的及び内容、町及び防災関係機関の業務の大綱、町の概況、過去の災害と被害の想定、地震・大規模火災等に対する災害予防対策計画、地震発生後の災害応急対策計画、町内の大規模な事故・火災の災害等応急対策計画、被災者の生活支援等を中心に町及び関係機関が行うべき復旧・復興計画等について整理・改訂する。

ウ 資料編

条例関係、防災関係機関、災害危険区域関係、被害報告関係、協定関係、ヘリポート関係、避難関係等について関係機関より資料を収集のうえ整理・改訂する。

(庁内、関係機関との調整・協議、群馬県への支援)

第 23 条 前条第 5 号における改訂案を基に、庁内、群馬県等関係機関との調整・協議の支援を行う。

(1) 庁内部局、関係機関との調整・協議の支援

町地域防災計画改訂にあたり、庁内部局や関係機関との調整・協議が必要となることから、調整方法については発注者と協議し、各課からの意見及び資料について計画に反映させる。

(2) パブリックコメント実施への支援

庁内調整・協議の終了した計画案について、本町が行うパブリックコメントの実施を支援し、計画に反映させる。

(3) 群馬県への報告資料作成支援

群馬県への報告のための提出資料（計画案、新旧対照表等）の作成（電子データを含む。）などの支援を行う。

(防災会議の運営支援)

第 24 条 発注者は、以下に示す段階でみなかみ町防災会議（2 回を予定）を開催し、受注者は会議の出席、協議資料（電子データを含む。）並びに議事要旨の作成を支援する。

(1) 改訂方針の検討時

(2) 計画案の作成時

(業務報告書の作成)

第 25 条 本業務の成果として、町地域防災計画の検討経緯、改訂の概要や主な内容等が分かる業務報告書をとりまとめるものとする。

第4章 成果品

(成果品)

第26条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | | |
|---------------------|---------------|----|
| (1) 町地域防災計画(本編、資料編) | (※防災会議用 コピー) | 1部 |
| (2) 町地域防災計画(本編、資料編) | (バインダー製本 加除式) | 3部 |
| (3) 町地域防災計画改訂概要版 | | 1部 |
| (4) 業務報告書 | | 一式 |

※第22条第3号、4号の実施結果等(改訂手順・要領・ツール、検証結果、解決策、収集資料、提供資料等)を含む。

- | | | |
|-----------|--|----|
| (5) 電子データ | | 一式 |
|-----------|--|----|

※電子データについては、Microsoft Word 又は Excel (Microsoft Office 2007 以上) での作成を基本とし、納品後、発注者が修正、加除及び印刷が可能な状態でデータを作成する。また、併せて PDF データも提出すること。なお、納品データについては、「風水害・雪害対策編」、「地震災害対策編 事故災害対策編」、「資料編」ごとに作成すること。

- | | | |
|-------------|--|----|
| (6) その他関係資料 | | 一式 |
|-------------|--|----|